

第4章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

1. 水防活動用警報等の種類

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気 象 予 報 警 報 法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 高潮注意報・高潮警報 ・高潮特別警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報 ・津波特別警報	網走地方气象台 (大雨・高潮・洪水) 気象庁 (津波)	一般向け注意報及び 警報の発表をもって 代える
洪 水 予 報 法第10条第2項 法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報	網走開発建設部 北 海 道 網走地方气象台 共 同	指定河川について、水 位又は流量を示して 行う予報
水 防 警 報 法第16条	待機・準備・出動・ 指示・解除	網走開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動 を行う必要があるこ とを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1. 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（なお、「大津波警報」の名称で発表する）
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

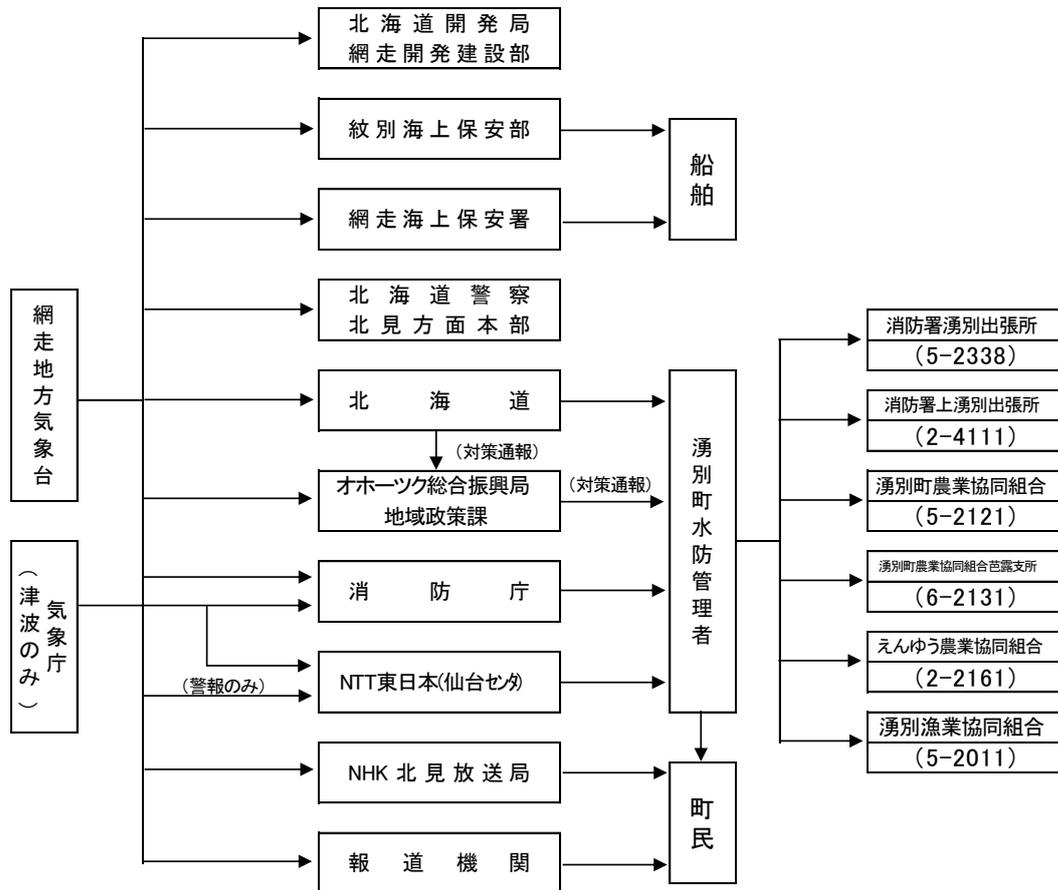
2. 指定河川洪水注意報及び警報

法第10条第2項及び第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（指定河川） 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域報または〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。域及びその水深を予報する。〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区

3. 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防管理者は、水防活動用気象警報等の通知を受けたときは次により伝達を行うものとする。

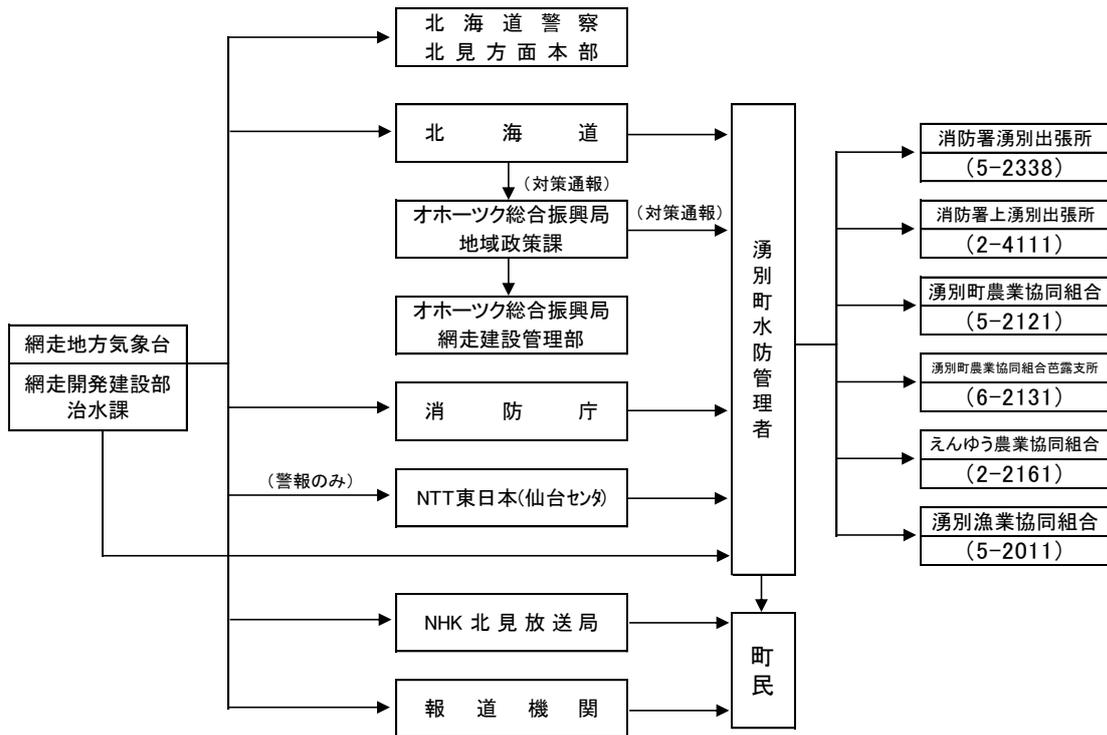


第3節 指定河川洪水予報

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般

に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

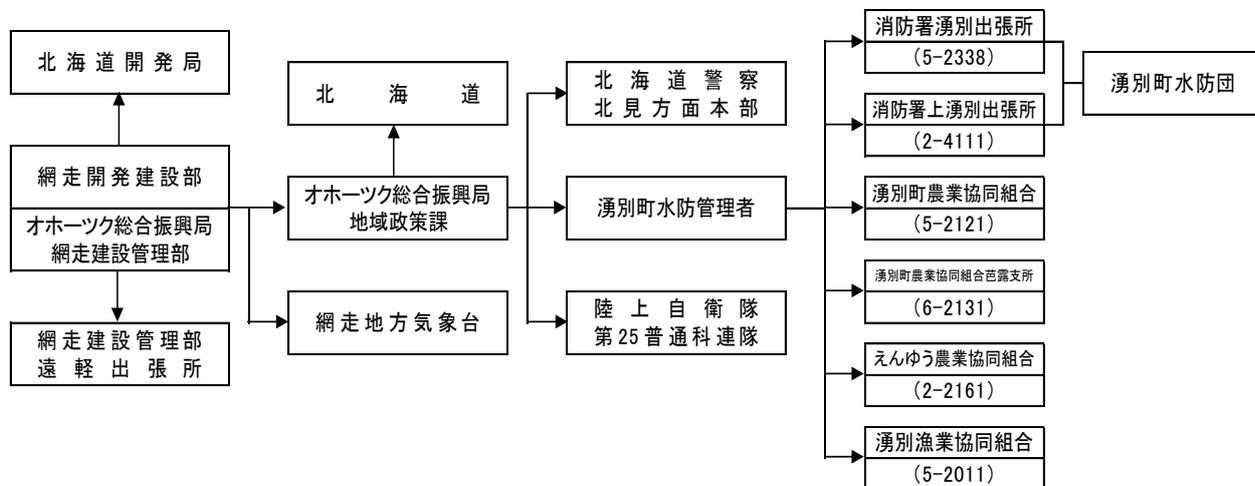


1. 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき	住民の避難完了
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	町長は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水 (特別警戒水位)	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	町長は避難準備・高齢者等避難開始発令を判断 要配慮者は避難を開始、それ以外の住民は、氾濫に関する情報に注意
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第4節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。



1. 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 河川における水防警報

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 津波に関する水防警報

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。